

輸出入者の皆様へ

通関には「**貨物検査**」が必要です！



なぜ貨物検査が必要なの？

申告内容(税番、価格等)が適正か、次のような物が入っていないかの確認を行っております。

麻薬、けん銃等の
社会悪物品



商標権等を侵害する
知的財産侵害物品



関税法第70条
(他法令の確認または
証明)に規定されてい
る貨物



原産地を偽った又は
誤認を生じさせる表示
がされている貨物

MADE IN
JAPAN



※注意※

- 貨物検査は、日程の都合により、検査実施までに数日かかる場合があります。
- 検査貨物の運搬等に必要な車両の手配、積卸し開梱包等の費用は、輸出入者において負担していただくこととなりますので、ご理解願います。



名古屋税関

Nagoya Customs